

○財務省告示第二百七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、次の指定保税地域の指定を取り消す。

平成二十年六月三十日

財務大臣　額賀　福志郎

一 京浜港新港海岸通地区指定保税地域

(一) 土地

神奈川県横浜市中区海岸通一丁目一番地の北緯三五度二六分五六秒二二一九、東経一三九度三八分三五秒九〇八六の地点より、一一一度五八分四一秒の線上四・五三九メートルの地点を起点とし、同起点から一一一度三八分一秒の線上三九・四八七メートルの地点、同地点から一三八度二九分二四秒の線上二六・二八七メートルの地点、同地点から一一一度一三分二三秒の線上八・八三三メートルの地点、同地点から一二一度二三分三二秒の線上八二・七九四メー

トルの地点、同地点から三二度三分九秒の線上五五・四五九メートルの地点と起点とを順次結んだ線によつて囲まれる土地五、七一三・六一平方メートル

(二)

建設物

名称 大さん橋

所在地 神奈川県横浜市中区海岸通一丁目一番地地先

構造 鉄骨造

面積 二六、一一〇・二七平方メートル

二 大阪港富島地区指定保税地域

(一) 土地

大阪府大阪市西区川口二丁目九番二四号の北緯三四度四〇分五七秒、東経一三五度二八分四四秒にある標識（鉢）から安治川防潮堤接水線（以下「接水線」という。）に直角に引いた線と

接水線との交点から接水線に沿つて南西の方向へ引いた線上一四・七〇メートルの地点を起点

とし、同起点から接水線に直角に南東の方向へ引いた線上一八・五八メートルの地点、同地点から同線に直角に南西の方向へ引いた線上二一・八〇メートルの地点、同地点から市道古川橋前線に沿つて南東の方向へ引いた線上九〇・〇七メートルの地点、同地点から市設富島三号上屋南端に向かつて北東の方向へ引いた線上一一・九〇メートルの地点、同地点から同線に直角に南東の方向へ引いた線上一・五一メートルの地点、同地点から市設富島三号上屋に沿つて北東の方向へ引いた線上三二・四五メートルの地点、同地点から市設富島四号上屋に沿つて直角に南東の方向へ引いた線上二〇・四五メートルの地点、同地点から市道古川南岸線に沿つて北東の方向へ引いた線上四二・九六メートルの地点、同地点から同線に直角に北西の方向へ引いた線上三・八〇メートルの地点と起點とを順次に結んだ線並びに共同荷揚場接水線及び安治川水域の接水線とに囲まれる土地九、八七九・二〇平方メートル。

(二)

建設物

1 名 称 市設富島一号上屋

所在地 大阪府大阪市西区川口二丁目九番二四号

構造	木造平家建波形鉄板ぶき
面積	九九一平方メートル
2 名称	市設富島二号上屋
所在地	大阪府大阪市西区川口二丁目九番二四号
構造	木造一部鉄骨造平家建波形鉄板ぶき
面積	八四七平方メートル（同二号上屋の1及び2を含む。）
3 名称	市設富島三号上屋
所在地	大阪府大阪市西区川口二丁目九番二四号
構造	木造一部鉄骨造平家建波形鉄板ぶき
面積	三一二平方メートル
4 名称	市設富島四号上屋
所在地	大阪府大阪市西区川口二丁目九番二四号
構造	鋼管造り波形鉄板ぶき平屋建

5 面積 七七九・七〇平方メートル

所在地 大阪府大阪市西区川口二丁目九番二〇号

構造 軽量鉄骨造りスレートぶき平屋建

面積 三一〇・七四平方メートル